

くらしのかわら版



ひたちなか市消費生活啓発推進員だより

第8号

2014.1

編集/発行

市消費生活啓発推進員

市消費生活センター

第20回みんなの消費生活展が開催されました！

平成25年11月2日(土)～3日(日)に市総合体育館(市内新光町)で、みんなの消費生活展が市産業交流フェアと同時開催され、多くの人たちでにぎわいました。

消費生活啓発推進員のブースでは、魚釣りゲームで使う空き箱を利用した魚作りとペットボトルのキャップを使ったブローチの作製を来場者に体験してもらいました。子ども達だけでなく、大人にも楽しんでいただけたようです。



▲集中して作業する子ども達



▲会場全体の様子

推進員の感想

今回の消費生活啓発推進員のブースは、親子で参加される方も多く、「どのリボンがいいかなあ」「この魚は青で塗ろう」など楽しく会話しながら作業している様子が見られました。

釣りのおもちゃ作りでは、出来上がったものを他の子ども達と「ほら、釣れたよ!」と競い合いながら、その場を離れず何回も遊んでいたのが印象的でした。



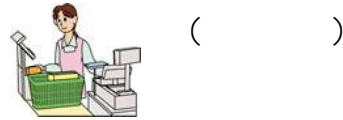


消費生活クイズ

次の内容が正しいければ○を、間違っていれば×を()に記入してください。

問題 1

スーパーマーケットやコンビニエンスストアで商品を購入することや電車やバスに乗ることも契約である。



()

問題 2

18歳の高校生が親にだまされて、中古のバイクを購入した。親に見つかり返品するよう言われた。返品はできる。



()

問題 3

新聞広告を見て頼んだ健康食品が4日前に届いた。他に薬を飲んでいるので、飲み合わせが気になり飲まないことにした。商品は開封していないので「クーリング・オフ」できる。



()

解答と解説

問題1の解答



「契約」はお互いの意思が合致すると成立し、商品を買うことも「契約」に当たります。（「買います」「売ります」の意思が合致して成立）「契約」は口約束でも成立し、書面や印鑑は必ずしも必要ではありません。契約が成立するとお互いに権利と義務が発生し、法的な責任が生じます。



問題2の解答



未成年者が契約する場合は原則法定代理人（通常は親）の同意が必要です。今回の場合は同意を得ていないので取消することができます。ただし、年齢を偽った契約、未成年者で結婚している人の契約、こづかいの範囲内での契約は取消することができません。

問題3の解答



「クーリング・オフ制度」は消費者に認められた権利で、定められた期間内に書面を発信すれば無条件で解約できます。「クーリング・オフ」の対象となる取引と期間は特定商取引法などで決められています。ただし、広告を見てから電話やインターネットで申し込んで購入した場合や、デパートなどの店舗で購入した場合は対象外となります。（通信販売の場合、返品特約を確認してください。）

クイズの解説については、概略を記載しました。個々のケースによって対応が異なります。今回のクイズに関連することだけでなく、困ったことや不安なことがありましたら、消費生活センターまでご相談ください。



消費生活センター

より

〈被害にあわないための心得〉

- ウ うのみにしない
- ソ 相談する
- コ 断る
- ケ 契約しない



「東京オリンピック」を悪用した詐欺的トラブルに注意！

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定に伴い、まだ発売されていない観戦チケットの購入や架空の投資話を持ちかける手口が出始めています。今後東京オリンピックに関連したトラブルがさらに増えてくると考えられますので、注意してください。



事例

知らない業者から電話で、「東京オリンピック関連企業への投資のパフレットが全国500名限定で送付されるので、届いたら権利を譲ってほしい。パフレット到着後に電話をくれたら、オリンピックの入場券をプレゼントする」と言っていた。不審である。

アドバイス



- ・悪質業者は、話題となっている出来事を利用して近づいてきます。うまい話はないので、注意しましょう。
- ・「権利を譲ってほしい」「代わりに買ってくれたら高値で買い取る」などと勧誘の電話がかかっても、きっぱり断ってすぐに電話を切りましょう。
- ・いったんお金を払ってしまうと、取り戻すことは非常に困難です。安易に信用しないようにしましょう。



最近、ユネスコ無形文化遺産に登録され「和食」が改めて注目されているけど、登録された理由を教えてください！



私たちが住んでいる日本で長い間受け継がれてきた「和食（日本の伝統的食文化）」がユネスコ（国連教育科学文化機関）の無形文化遺産*として平成25年12月に登録されました。登録された理由は4つあります。

①新鮮な食材と素材を活かした調理

海、山、里と豊かな自然に育まれた新鮮な食材を用い、その持ち味を活かし調理している。

②優れた栄養バランス

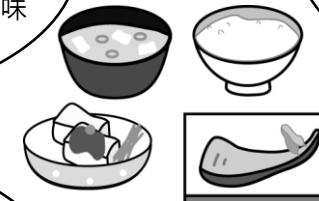
一汁三菜（汁物・主菜・副菜2品）を基本とする食のスタイルは栄養バランスがとれている。

③自然の美しさと季節の表現

季節の花などで料理を飾ったり、季節に合った器を利用して、季節感を楽しんでいる。

④年中行事との関わり

「食」が正月などの年中行事と密接に関わっており、食の時間を共有することで家族や地域の絆を深めている。



*「無形文化遺産」とは、芸能や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっているもののことです。

くらしの講座

▼第6回目講座の様子



消費生活センターではくらしに役立つ情報提供の場として、くらしの講座を開催しています。

第6回目は12月5日(木)に中央公民館で「葬儀費用の落とし穴(講師 日本エンディングサポート協会)」をテーマとして開催しました。

講座では、最近のお葬式の傾向と葬儀費用のしくみなどのお話がありました。また、お葬式の契約トラブルの事例をもとに、業者から見積りをももらった時どういふことに気が付いたらよいかを教えてくださいました。

受講者からは「葬儀に関していろいろなポイントを知ることができた」「思っていなかった事例が多く大変勉強になった」との感想がありました。

くらしの講座の内容や日程については、市報や市のホームページに掲載しますので、ご確認の上ぜひご参加ください。

ふれあい講座(出前講座)

ふれあい講座では職員、消費生活啓発相談員および消費生活啓発推進員が、消費生活に関する落とし穴などについて、寸劇やビデオ視聴、相談事例などを通じてわかりやすく解説します。

自治会や各種団体の研修会、勉強会など催しの際にぜひご活用ください。(費用は無料です)

お申込みは消費生活センターまで!



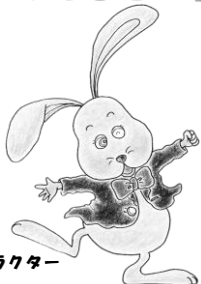
▲ふれあい講座の様子(平成25年7月)

消費生活啓発推進員について

自らが消費生活について知識を深め、市民と消費生活センターとのパイプ役として、消費者被害を未然に防ぐための啓発活動を行っています。

- 消費者月間講演会、くらしの講座など消費生活に関する講座への参加や視察研修を通して、スキルアップを図っています。
- ふれあい講座(出前講座)で寸劇などにより啓発活動のお手伝いをしています。
- 「くらしの講座」の企画に参加し、講座の準備や受付などを行っています。
- 毎年11月に開催される消費生活展に推進員として企画し、啓発活動のため出展しています。

困ったとき、不安なとき、お気軽に消費生活センターにご連絡ください!!



オリジナルキャラクター
ちゃあくん

ひたちなか市消費生活センター

電話：029-273-0111 (内線 3233)

FAX：029-276-3081

ひたちなか市東石川 2-10-1 ひたちなか市役所第2分庁舎 2階
相談時間 午前 9:30~12:00 午後 1:00~4:30
※土日、祝日、年末年始はお休みです。